

アカミミガメを 野外に放さないで!

外来生物法に基づき条件付特定外来生物に指定

*特定外来生物のうち、一部の規制がかからない生物

ミシシippアカミミガメ(ミドリガメ)、キバラガメ、カンバーランドキミミガメの3亜種が対象です

アカミミガメは全国各地に定着し、在来カメ類の日光浴の場所や食物を奪うなどの影響を及ぼしています。また、雑食性で水草や様々な水生生物を捕食するため、在来生物群集に大きな影響を与えられます。

法律で禁止されること

- 生きた個体を野外に逃がしたり、放したりすることは禁止されます。適切な飼育を行わずにアカミミガメが逃げ出した場合でも違法となります。
- 生きた個体の輸入、販売、購入、販売・頒布を目的とした飼育等が禁止されます。
- 無償であっても、生きた個体を広く配ること(頒布)は禁止されます。
(例：景品やおみやげとして配るなど)
- 冷凍や加工などをして販売するために商業的繁殖を行うことも禁止されます。
※ これらに違反した場合は罰金・罰則の対象となります。
※ 目的次第では許可を受けることにより可能となる場合もあります。
※ 動物愛護管理法においてもペットのカメを捨てること(遺棄)は禁止されています。



手続きなしでできること

- 一般の方や水族館や学校等で飼育することができますが、アカミミガメが逃げ出さないような施設で飼育する必要があります。(裏面参照)
- 飼えなくなった場合などに、責任をもって飼える人に無償で、譲ったり、譲り受けることができます。

野外で見かけたら?

- 拡散防止の観点から、不用意に捕まえたり、移動させたりしないようにしてください。
- 一度移動させてしまった個体は、原則として放すことができません。拾った方の責任で飼育したり、引き取り先を探したりする必要があります。
※ 自宅敷地内に勝手に入ってきたり、道路の通行の妨げになっていたりと困っている等の状況がある場合に、敷地外や道路外によける程度の移動は可能です。
- 野生の個体を安易に交番や都道府県庁・市町村役場などへ持ち込んではいけません。対処に困る場合は捕まえないでください。

アメリカザリガニも条件付特定外来生物に指定されています▶



参考 Youtube 動画



今こそアカミミガメを語ろう!
カメトーク!



カメのヒーローになれる雑学 -
アカミミガメと外来生物法について

最後まで責任をもって飼育し続けましょう

飼育が面倒になったから、飽きたから、大きくなって邪魔になったから、引っ越し先に連れていくのが大変だから、といった理由で飼育を放棄しようとしていませんか?

どのような理由であっても、野外に放したり逃がしたりすることは違法となります。あなたが生きものを放すことにより、他の生きものの命が奪われてしまうかもしれません。

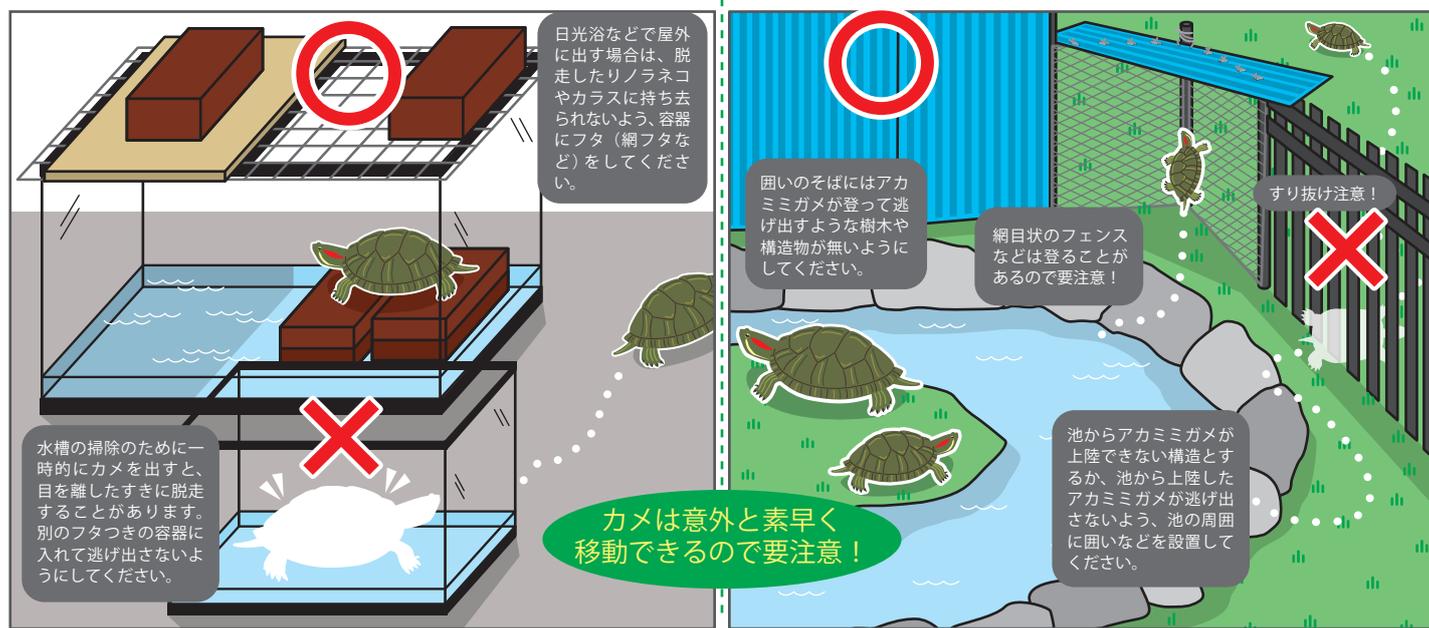
現在、アカミミガメを飼育している方へ

- ▶ 決して野外に放さないでください。寿命を迎えるまで大切に飼育してください。
- ▶ 下の「飼育のポイント」を参考にして、カメが自力で逃げ出さないような方法で飼育してください。
- ▶ 繁殖させることに規制はかかりませんが、増えた個体も放すことは禁止されますので、寿命を迎えるまで飼育することが必要です。

水槽などの容器で飼育している場合

逃がさないための飼育のポイント

庭の池などで飼育している場合



飼う前にもう一度よく考えましょう

これからアカミミガメを飼育したいとお考えの方へ

- ▶ アカミミガメの販売は規制されているため、ペットとして新たに購入することはできません。他者から譲り受けたり、野外で捕まえてきて飼育することはできますが、いったん飼育し始めた個体を野外に放すことは法律で禁止されているためできません。野外で捕まえたものを安易に持ち帰ることのないようにしましょう。
- ▶ アカミミガメは、飼育下での寿命が約30年ととても長生きです。また、生まれたときは3cm程度ですが、成長すると甲羅の部分だけでオスは20cm、メスは30cm近くまで大きくなり、飼育には大型の水槽や容器が必要になります。

チェックポイント！

- 30年後、あなたは何歳になっていますか？どんな生活を送っているか想像してみてください。大きくなったアカミミガメの世話（日々のエサやり、大型水槽の水換え、日光浴、病気になった時の動物病院での治療など）を続けられますか？
- 飼い続けることができない、新しい飼い主も見つからない等により、ちゃんと世話がされないカメは不幸になります。だからといって野外に放すことは許されません（法律違反となります）。約30年も生きるカメが寿命を迎えるまで本当に飼い続けることができるのか、迷いや心配があれば、飼わないことを決断することも大切です。

どうしても飼い続けることができなくなった場合

ご自身で譲渡先、引取り先を探してください。

譲り渡す際には、譲渡する相手に最後まで飼い続けること、決して野外に放してはいけないこと等を必ず伝えてください

規制に関するご質問・ご相談は地方事務所へ

北海道地方環境事務所 011-299-1954	中部地方環境事務所 052-955-2139	四国事務所 087-811-6227
釧路自然環境事務所 0154-32-7500	信越自然環境事務所 026-231-6573	九州地方環境事務所 096-322-2413
東北地方環境事務所 022-722-2876	近畿地方環境事務所 06-6881-6505	沖縄奄美自然環境事務所 098-836-6400
関東地方環境事務所 048-600-0817	中国四国地方環境事務所 086-223-1561	通話料・通信料は利用者負担となります



規制に関する詳細はこちら



逃がさないための飼育の基準の詳細はこちら



アカミミガメの情報はこちら



地方事務所の連絡先はこちら